

# 介護現場に「腰痛休暇」

## 職業病対策 労災申請で有休

介護の職場で「職業病」とも言われる腰痛。そのつらさを抱える人を支えようと、札幌市の特別養護老人ホームが「腰痛休暇」を導入した。全国でも珍しく、現場に一石を投じた。

札幌市の特養「大友恵愛園」。介護副主任の三浦佑介さん(34)は、ベッドに横たわったお年寄りに「食事の時間ですよ」と声をかけると、両腕をわきの下に差し入れて抱き上げ、車いすに移した。

かがんで腰に負担がかかりやすい動作。三浦さんは、体を密着させて全身で受け止めるように気をつけている。2年ほど前に足がしびれ、「ヘルニアから来る座骨神経痛」と診断された。「こういう職場だから、腰痛休暇があるのはすばらしいと思う」

### 疲労ためない工夫を

大友恵愛園は昨年6月、腰痛休暇を導入する労働協約を職場の労組と結んだ。腰痛などで労災を申請する場合、15日間の特別有給休暇を取れる。実際に取った人はまだいないが、佐藤裕光施設長は「職員が安心して働けるよう導入した」と話す。

この施設の労組の上部団体である札幌地域労組は、昨年の春闘から傘下の9支部で、30日間の腰痛休暇を要求している。大友恵愛園では以前から、腰痛が労災と認められれば、休んだ分は有給の特別休暇を認められてきた。

介護職の腰痛は深刻な問題だ。厚生労働省の調査では、2010年に仕事で腰痛になった人のうち、介護職を含む「保健衛生業」が1268人と全体の4分の1を占め、10年間で2・4倍に増えた。独立行政法人「労働安全衛

生総合研究所」は07年に腰痛予防マニュアルをつくった。岩切一幸・主任研究員によると、腰痛の主な原因は①介護の相手や重い物を抱えること②前かがみ、中腰など不適切な姿勢③すべり・転倒——の三つ。相手にもできる範囲で動作に協力してもらい、負担が少ない姿勢を心がけることなどが効果的という。岩切さんは「腰痛は疲労蓄積の一症状。介助や勤務のあり方を見直すきっかけにしてほしい」



ただ、介護現場では慢性的な人手不足が指摘される。国が定める特養の基準は「利用者3人につき職員を1人以上配置」で、基準ぎりぎりで運営する施設が多い。大友恵愛園の佐藤正剛さん(34)は数年前、連続夜勤を繰り返して腰を痛め、3週間入院した。「最低基準だと人手はぎりぎり。増やさない現場はきついな」と話す。(林美子)